

紙の申告書の事前送付を 取りやめます

大法人の電子申告義務化に伴い、対象となる法人の皆さまへは紙の申告書の事前送付を取りやめることとなりました。今後は、納付書と本チラシのみをお送りいたします。

適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対象となる法人

大法人(※)

- 内国法人のうち事業年度開始の時に、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- 相互会社、投資法人及び特定目的会社

対象となる手続き

確定申告書、中間(予定)申告書、
修正申告書及びその添付書類



大法人の電子申告が義務化されました

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人の法人市民税の申告はeLTAXの電子申告により、提出しなければならないとされました。

吉川市では、市が把握している資本金の額又は出資金の額で大法人に該当するか判断します。「資本金の額又は出資金の額」など、法人の届出事項に変更が生じた場合は、異動届をご提出ください。

また、大法人が電子申告を行わず紙にて申告を行った場合は、不申告として扱われます。

eLTAXにて利用届を提出されている法人に対しては プレ申告データを送信しています

確定申告・予定申告ともに、原則、法定納期限の前月10日前後に送信しています。

全ての市区町村に電子納税できます

令和元年10月からeLTAXの一部として地方税共通納税システムが稼働していることにより、法人市民税についても電子納税することが可能ですので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ

吉川市役所 総務部 課税課 市民税係

埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL 048-982-5114(直通) FAX 048-981-5392